

■ 下関市の副食費 ※令和7年度

1 副食費の免除対象者について

(1) 市民税非課税世帯、要保護者等世帯(ひとり親世帯、障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯等)

階層区分		1号認定子ども (満3歳以上児幼稚園タイプ)					2号認定子ども (H31.4.2～R4.4.1生 保育園タイプ)				
区分	定義	第1子	第2子	第3子	きょうだいの 数え方	副食費 の助成	第1子	第2子	第3子	きょうだいの 数え方	副食費 の助成
A	生活保護世帯	免除					免除				
B	市民税非課税世帯、里親										
C1	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)										
D1	市民税所得割 48,600円 未満										
D3	58,800円 未満										
D5	77,101円 未満	同一生計の きょうだいの 全員を数える					同一生計の きょうだいの 全員を数える				

(2) その他の世帯

階層区分		1号認定子ども (満3歳以上児幼稚園タイプ)					2号認定子ども (H31.4.2～R4.4.1生 保育園タイプ)														
区分	定義	第1子	第2子	第3子	きょうだいの 数え方	副食費 の助成	第1子	第2子	第3子	きょうだいの 数え方	副食費 の助成										
C2	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	免除					免除														
D2	48,600円 未満																				
D4	57,700円 未満																				
	58,800円 未満																				
D6	77,101円 未満																				
D7	97,000円 未満											施設が定める額					施設が定める額				
D8	108,600円 未満																				
D9	169,000円 未満																				
D10	211,201円 未満																				
D11	230,100円 未満																				
D12	301,000円 未満																				
D13	397,000円 未満																				
D14	397,000円 以上																				
		施設が定める額			免除	小学校3年生 以下の きょうだい のみを数える		同一生計の きょうだいの のみを数えて、 第3子以降に 該当する場合に 助成金の支給有													

2 主食費・副食費の金額について

(円/月額)

		公立保育園・公立認定子ども園		公私立幼稚園・私立保育園・私立認定子ども園	
		金額	納付先	金額	納付先
1号認定子ども (満3歳以上児幼稚園タイプ)	主食費	650	下関市 (原則口座振替)	施設が定める額 (通園される園にご確認ください。)	施設 (施設で定める方法で納付)
	副食費	3,200			
2号認定子ども (H31.4.2～R4.4.1生 保育園タイプ)	主食費	1,000			
	副食費	4,500			

【主食費・副食費の注意事項】

- > 主食(お米・パン等)費は、原則保護者負担です。行事費、通園送迎費などの費用については園に直接お問い合わせください。
- > 保育認定のD4～D7階層の方で、同一生計のきょうだいのみで数えて第3子以降に該当する場合は、「下関市多子世帯副食費軽減事業」により、半額が助成されます。

■ 下関市の保育料 ※令和7年度

(1) 市民税非課税世帯、

要保護者等世帯(ひとり親世帯、障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯等)

(円/月額)

階層区分		3号認定子ども (R4.4.2生～ 3歳未満児保育園タイプ)			
区分	定義	第1子		第2子以降	きょうだいの 数え方
		保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯	0	0	0	同一生計の きょうだいの 全員を数える
B	市民税非課税世帯、里親	0	0	0	
C1	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	6,000	6,000	0	
D1	市民税所得割 48,600円 未満	6,000	6,000	0	
D3	58,800円 未満	6,000	6,000	0	
D5	77,101円 未満	6,000	6,000	0	

(2) その他の世帯

(円/月額)

階層区分		3号認定子ども (R4.4.2生～ 3歳未満児保育園タイプ)			
区分	定義	第1子		第2子以降	きょうだいの 数え方
		保育標準時間	保育短時間		
C2	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	13,600	13,400	0	同一生計の きょうだいの 全員を数える
D2	48,600円 未満	15,600	15,400	0	
	57,700円 未満	20,200	19,900	0	
D4	58,800円 未満	20,200	19,900	0	
	77,101円 未満	24,900	24,500	0	
D6	97,000円 未満	28,000	27,600	0	
D7	108,600円 未満	32,600	32,100	0	
D8	169,000円 未満	40,000	39,400	0	
D9	211,201円 未満	43,600	42,900	0	
D10	230,100円 未満	45,400	44,700	0	
D11	301,000円 未満	55,000	54,100	0	
D12	397,000円 未満	59,400	58,500	0	
D13	397,000円 以上	78,000	76,800	0	

【保育料の注意事項】

- > 保育料には、給食(材料)費が含まれています。
- > 3歳以上の教育・保育認定子どもに係る保育料は「無料」ですが、満3歳になった日の属する年度中は上記の保育料が適用されます。(1号認定子どもを除く)
- > 「保育標準時間」とは、最長11時間の施設の利用時間の子ども、「保育短時間」とは最長8時間の施設の利用時間の子どもが対象です。
- > 行事費、通園送迎費などの費用については園に直接お問い合わせください。

【保育料・副食費の免除対象者の階層判定の注意事項】

- > 「要保護者等世帯」は、生活保護世帯のほか、ひとり親世帯、障害者手帳の交付を受けた人(在宅の者に限る)等がいる世帯です。
- > 「ひとり親世帯」の認定は児童扶養手当の対象者かどうかによって判断しますので、児童扶養手当の受給申請をしない場合はご相談ください。
- > 父母の合計所得が48万円未満の場合は同居している直系親族(祖父母等のうち家計の主宰者と判断される方)の課税額を合算します。
- > 市民税所得割課税額は、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除などの税額控除前の金額です。
- > 4月から8月までの階層決定は「前年度の市民税額」、9月から3月までの階層決定は「当該年度の市民税額」をもとに階層を決定します。